

## 第7章 配慮書の意見についての事業者の見解



## 第7章 配慮書の意見についての事業者の見解

### 7.1 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

計画段階環境配慮書について、市民等からの環境の保全の見地からの意見はなかった。

### 7.2 市長の意見についての事業者の見解

「第6章 配慮書についての市長の意見」に対する事業者の見解は、表7-1(1)～(4)に示すとおりである。

表7-1(1) 市長の意見に対する事業者の見解

分類	意見内容	見解
日照阻害について	(1)北海道においては、特に冬季の日照時間が貴重であることから、日影についての影響を規制の範囲内に適合させることにとどまらず、当該事業想定区域にかつて存在した西武百貨店札幌店(旧五番館)と計画建築物との日影の比較に関する記載を加えることなど、日照阻害による影響の低減についてわかりやすく表現すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価審議会における委員からの意見を踏まえ、「第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」において、かつて存在した西武百貨店札幌店(旧五番館)と計画建築物(基壇部・高層部)との高さの関係についての記載を追加いたしました(p.4-3 参照)。また、「第8章 対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における計画段階配慮事項についての検討の経緯及びその内容」において、西武百貨店札幌店(旧五番館)及び配慮書段階の計画建築物の高さを再現した天空写真による比較を参考として記載いたしました(p.8-9 参照)。</li> <li>・今後の「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」の中で、近接する札幌駅南口駅前広場等の事業区域北側周辺への日影の影響を含む日照阻害による影響の低減について、わかりやすい表現となるよう努めてまいります。</li> </ul>
風害について	(1)周辺施設建物への影響のみならず、隣接の道路沿いや横断歩道等への影響について、基壇部、隅切りや歩道上空地の規模・位置・形状等を考慮した上で、風洞試験による方法などを用いて調査、予測及び評価を行い、必要に応じ環境保全措置を検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第9章 環境影響評価の項目」に示すとおり、風環境については、風洞実験により計画建築物による周辺環境への詳細な影響を把握するとともに、環境保全措置(防風対策)となる防風植栽や庇の位置等について検討してまいります(p.9-28 参照)。風洞実験の結果及び防風対策の検討結果を「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」に記載してまいります。</li> </ul>

表7-1(2) 市長の意見に対する事業者の見解

分類	意見内容	見解
風害について (続き)	(2)計画建築物の影響によるビル風に伴う風切り音の発生について可能な範囲で調査、予測及び評価を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風切り音の発生については、風環境に関する専門業者へのヒアリング調査を行うとともに、「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」に向けて可能な範囲で検討してまいります。</li> </ul>
景観について	(1)当該事業想定区域は札幌駅南口の正面という札幌の都心部を代表する地区に位置しており、計画建築物については、視認性や歩行環境(歩道上空地の形状や壁面後退、歩行性の阻害要因の除去、街路や駅前広場に対する建築ファサードの造り方など)からの観点のもとより、より意匠的な配慮が求められる。このため、方法書以降の手続において、札幌市景観計画に定める景観形成基準等への措置等について、定量的な指標を用いるなど可能な限り具体的かつわかりやすい内容を記載し、札幌の都心部を代表するにふさわしい緑化を含めた景観の形成に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境影響評価準備書」提出までの間、環境影響評価手続きと並行して、「景観計画重点区域景観形成基準(南口地区、駅前通北街区地区)」及び「札幌駅前通北街区地区まちづくりビジョン・景観まちづくり指針」との適合について、段階的に協議を行いながら詳細検討を進め、札幌市景観計画に定める景観形成基準への措置等への適合に努めてまいります。また、上述の景観形成基準において、緑化の方針も示されており、緑化を含めた景観形成に配慮してまいります。</li> <li>・今後の「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」の中で、これらの検討結果を踏まえ、具体的な形態意匠を計画建築物モンタージュに反映するなど、わかりやすい表現方法を検討し、景観に関する予測・評価を実施してまいります。</li> </ul>

表7-1(3) 市長の意見に対する事業者の見解

分類	意見内容	見解
<p>大気質、騒音及び振動について</p>	<p>(1) 供用後の資材等の搬出入車両及び駐車場部分の利用に伴う来場者関係車両の運行に伴い発生する窒素酸化物、騒音及び振動について、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>なお、駐車場部分の往来等の台数については、適切な方法で見積もりを行うこと。また、窒素酸化物については、熱源施設の稼働に伴う発生も含め、総合的に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第9章 環境影響評価の項目」に示すとおり、「供用後の資材等の搬出入車両」及び「駐車場部分の利用に伴う来場者関係車両」の運行に伴い発生する窒素酸化物、騒音及び振動について、調査、予測及び評価を実施し、「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」に記載してまいります(p.9-7,17,23 参照)。</li> <li>・また、駐車場の供用に伴う大気質の影響については、熱源施設の稼働に伴う大気質の影響と共に複合的に調査、予測及び評価を実施し、「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」に記載してまいります(p.9-7 参照)。</li> </ul>
<p>地盤沈下及び地下水について</p>	<p>(1) 地盤構造は、水平方向及び鉛直方向に特異性や不連続性等を有する場合は否定できないため、適切な場所、深度及び本数でのボーリング調査を実施すること。</p> <p>(2) 工事中の地下水位は不確実性があることから、当該事業中に継続して地下水位の観測を行い、事業完了時には地下水位が周囲と同じ又は工事着手前と同位置まで回復していることを確認すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第9章 環境影響評価の項目」に示すとおり、事業区域周辺において公表されている過去の調査結果等を調査資料として活用するだけでなく、事業区域内においてボーリング調査を行い、事業区域内の地盤状況の把握に努めてまいります(p.9-35 参照)。ボーリングの調査結果は、「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」に記載してまいります。</li> <li>・「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」の事後調査計画立案に際しては、工事中の地下水位の継続観測を計画してまいります。工事に際しては、事後調査計画に基づき、地下水位の継続観測を行い、事後調査報告書の中で報告してまいります。</li> </ul>
<p>温室効果ガスについて</p>	<p>(1) 計画建築物の設備に関する温室効果ガス発生抑制について、具体的な検討を行うとともに、適切なシステムや設備機器の導入を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率な熱源システムの採用等により省エネルギーに努めた計画とし、今後詳細検討を進める中で温室効果ガス発生抑制に努めてまいります。今後の「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」において温室効果ガスを予測・評価する中で、エネルギー計画を整理してまいります。</li> </ul>

表7-1(4) 市長の意見に対する事業者の見解

分類	意見内容	見 解
交通に関する 負荷について	(1) 計画建築物による自動車交通や歩行者交通に係る、周辺交通への影響に関する検討の要旨を記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「交通」は環境影響評価条例において環境要素として位置づけられていないものの、自動車交通や歩行者交通に係る周辺交通への影響については、環境影響評価手続きと並行して、都市計画手続き着手までに道路管理者や交通管理者など関係機関と協議・確認を行ってまいります。今後の「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」の中で、検討の要旨について記載してまいります。</li> </ul>